

介護保険制度が8月から改正されます

介護保険の制度改正のうち、平成28年8月から変更になる点についてお知らせします。

◎食費・部屋代の負担軽減の見直しについて

介護保険3施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）やショートステイを利用する方の食費・部屋代について、低所得者の方には負担軽減を行っています。

在宅の方、保険料を負担する方、老齢年金を受給している方との公平性を更に高めるため、利用者負担段階の判定に、課税年金（老齢年金など）に加えて**非課税年金（遺族年金・障害年金）**も含めることとなりました。

そのため、現在、利用者負担段階が第2段階である方のうち、非課税年金を一定額受給されている場合は、利用者負担段階が第3段階になる場合があります。

(参考) 利用者負担段階と負担限度額

利用者負担段階	対象者		負担限度額（日額）			
			部屋代	食費		
第1段階	・世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村住民税を課税されていない方で老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護等を受給されている方	かつ、預貯金等が単身で1,000万円（夫婦で2,000万円）以下	多床室	0円	300円	
			従来型個室	（特養等）		320円
				（老健・療養等）		490円
			ユニット型準個室	490円		
ユニット型個室	820円					
第2段階	7月まで	・世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村住民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	多床室	370円	390円	
	8月以降		従来型個室	（特養等）		420円
				（老健・療養等）		490円
	ユニット型準個室		490円			
ユニット型個室	820円					
第3段階	・世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村住民税を課税されていない方で上記第2段階以外の方	かつ、預貯金等が単身で1,000万円（夫婦で2,000万円）以下	多床室	370円	650円	
			従来型個室	（特養等）		820円
				（老健・療養等）		1,310円
			ユニット型準個室	1,310円		
ユニット型個室	1,310円					
第4段階	・上記以外の方		負担限度額なし			

新設

問 福祉課 ☎内線315・316

国民健康保険の新しい高齢受給者証をお送りしています。

国民健康保険加入中の70歳以上の方に交付される「高齢受給者証」は、毎年8月に新しい受給者証に更新されます。

前年の所得に応じて負担割合を判定し、7月中に新しい受給者証を送付していますので、記載内容をご確認ください。

なお、更新前の古い受給者証は、8月1日以降に役場または国府支所へご返却いただくか、個人情報にご注意のうえ、ご自身で裁断などをして破棄してください。

問 町民課

☎内線274・275

「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金」の請求を受付

戦没者などの死亡当時のご遺族のうち、平成27年4月1日現在、公務扶助料や遺族年金などを受ける方（戦没者等の妻や父母等）がない場合に、先順位のご遺族お一人に支給される「第十回特別弔慰金（額面25万円、5年償還の記名国債）」の請求を、平成30年4月2日まで

請求を、平成30年4月2日まで

「年金生活者等支援臨時福祉給付金」まもなく申請期限です。

8月16日(火)までに申請をお願いします!!

対象となる方は期限までに申請をお願いします。期限後の申請は、給付金が受けられなくなりますのでご注意ください。

記入方法などがわからない場合は、お問い合わせください。

問・申 福祉課 ☎内線303

受付けています。

ご遺族の状況により、請求に必要な書類が異なったり、細かい条件もありますので、まだ請求されていない方はお問い合わせください。

なお、請求の受付後、裁定結果のお知らせまでに期間を要しますので、ご了承ください。

※請求期間を過ぎると、特別弔慰金を受けることができませんのでご注意ください。

問 福祉課

☎内線314